



副業について

R4年の税制改正により、副業により得た収入の取り扱いがこれまでよりも明確になりました。そこで今回は副業収入の確定申告での取り扱いをまとめてみました。

そもそも副業収入は確定申告が必要？

会社員などの給与所得者(サラリーマン)は、年末調整によって所得税の徴収が完了します。

そのため確定申告は不要です。

ただし、その給与所得以外の副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には確定申告が必要です。

事業所得？雑所得？

事業所得として認められると

「青色申告特別控除」「純損失の繰り越し」「少額減価償却資産の特例」といったような、雑所得として申告するよりもお得な制度を活用することが出来ます。

事業所得と認められるには

その所得を得るための活動が社会通念上事業と称するに至る程度であるかどうかで判断する。

(営利性、有償性、継続性、反復性など) ⇒ 明確な基準がなく判断が難しい。

R4年の「所得税基本通達の一部改正」により社会通念上の基準に加えて下記の基準が加わりました。

・なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

図で表すと以下ようになります。

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし	
300万円超	社会通念で判断 ※おおむね事業所得に区分される (注)	社会通念で判断	業務に係る雑所得
300万円以下			

(注) 次のような場合は、事業と認められるかどうかを個別に判断する。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合・・・主たる収入金額の10%未満
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合・・・赤字が継続し、かつ、その解消の取り組みを実施していない場合

「本業か、副業か」ではなく、「記帳・帳簿の保存があるか、ないか」で所得区分を判定する。

以上が副業収入の確定申告での取り扱いになります。事業所得として申告できるかどうかは税理士に確認してください。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：大賀)